

令和2年4月1日から町の公共施設を「禁煙」へ



健康増進法の改正により昨年7月1日から子どもや患者さんなど多くの人が利用する施設では原則「敷地内禁煙」となりました。町でも役場本庁舎・分庁舎等の施設が「敷地内禁煙」となり受動喫煙対策を図っています。

また令和2年4月1日からは、多くの利用者のいる施設等が原則「屋内禁煙」となり、町の公共施設すべて「屋内禁煙」となりました。

【問い合わせ】 東北町役場 総務課・保健衛生課 0176-56-3111